

平成28年度中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業

公募要領

改正 平成28年10月25日

平成28年4月15日

一般財団法人 環境優良車普及機構

一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業）の交付決定を受け、機構が管理・運用する補助金を活用して、トラック輸送における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的として、環境対応型ディーゼルトラックを導入する事業者に対して補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、本公募要領を熟読のうえ、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業）交付規程（平成28年4月1日環執行28第001号）（以下「交付規程」という。）に従って手続きを行っていただくようお願いいたします。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識されたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 応募の申請者が機構に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。
なお、機構は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
3. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
4. 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、中小トラック事業者が保有する平成16年度(17年3月末日)以前に新車新規登録した事業用トラックの廃車に伴い環境対応型ディーゼルトラックを導入する事業を支援することにより、トラック輸送における二酸化炭素排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的としています。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は事業報告書(燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果の実績把握)の提出をしていただくことになります。また適正な財産管理、補助事業である旨の表示(車両へのステッカーの貼付)などが必要です。
- これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うと共に、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。

2. 補助対象事業者

以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。

- ① 以下のア～ウに該当する者であって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)であること
 - ア 一般貨物自動車運送事業者
 - イ 特定貨物自動車運送事業者
 - ウ 第二種貨物利用運送事業者
- ② 上記①に貸し渡す自動車リース事業者

3. 補助対象

環境対応型ディーゼルトラック(該当する型式は別表参照)

- ① 車両総重量3.5トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること
 - ア 「平成27年度重量車燃費基準達成車」かつ「平成21年排出ガス基準適合かつNO_x・PM+10%以上低減車」
 - イ 「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成21年排出ガス基準適合車」
- ② 平成28年4月1日から平成29年1月31日までに新車新規登録された車両であること(割賦等所有権の留保は認められません)
- ③ ①の導入にあたり、以下ア～カのいずれにも該当する事業用トラックの廃車^{*1}を伴うこと
 - ア 平成16年度(平成17年3月31日)以前に新車新規登録した事業用トラックであるもの(ただし、CNGトラック、ハイブリッドトラック及びLPGトラックを除く)
 - イ 平成28年4月1日から平成29年1月31日までに廃車するもの
 - ウ 廃車するまでの過去1年間継続して自社で事業用トラックとして使用していたもの

エ 廃車日の6ヵ月前の期日における自動車検査証が有効であるもの、かつ、その有効期間内において一定の走行(第10項の審査委員会に諮って定める距離の走行及びこれと同等程度の走行)を行ったもの

オ 廃車する車両が導入する環境対応型ディーゼルトラックと同区分以上であるもの

廃車車両	導入車両
大型	大型、中型又は小型
中型	中型又は小型
小型	小型

カ 所有者名が新車登録する車両の所有者名と同一であるもの

※以下の場合には所有者名が同一とみなすことができる。

- a. 運送事業者が所有する車両を廃車し、リースにより新車を導入した場合
- b. 廃車する車両の使用者名と新車導入する自動車の所有者名(リース導入の場合は使用者名)が同一の運送事業者の場合

*1「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。(永久抹消)

「廃車日」とは、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面の「引取工程」欄に☉が入るとその直下に表示される「引渡日」を指す。

4. 補助額等

補助対象	補助額		1事業者あたり 補助上限台数
	大型	100万円	
環境対応型 ディーゼルトラック	大型	100万円	なし
	中型	70万円	
	小型	40万円	

5. 予算総額

約28億円

6. 申請者

補助金を申請できるのは、補助対象車両の自動車検査証上の「所有者」です。「使用者」ではありませんので、特にリースの場合には注意してください。

7. 申請先

一般財団法人環境優良車普及機構 「環境対応型ディーゼル車補助事業」

執行グループ 宛

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-14-8 YPCビル6階

8. 申請受付日

平成28年6月13日から平成29年1月31日までとします。また、本公募要領の要件変更（平成28年10月25日付改正による台数制限廃止）に係る申請受付は、平成28年11月1日から平成29年1月31日までとします。ただし、上記期間が満了する前に予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。申請は、申し込み順（郵便（当日消印有効）、総務大臣の許可を受けた事業者が取扱う信書便（当日受付印有効）、持参（土日、祝祭日を除く、午後5時まで））とします。

なお、受付状況は、機構のホームページで公表する予定です。

※宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法、それぞれの標準運送約款の規定により、申請書（信書）を取扱うことができません。ご注意ください。

9. 申請書類等

以下の申請書類の正本1部を申請先である機構へ提出してください。

なお、補助事業者は申請書類の写しを保管しておいてください。

必要な書類

- (1) 提出資料総括表
- (2) 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）、別紙2エコドライブ等燃費改善計画書及び様式第1の2
- (3) 様式第1の3及び様式第1の4（抵当権の設定ありの場合に限る。）
- (4) 補助対象経費に係る見積書及び請求書の写し（コピー）
- (5) 補助対象経費に係る支払を証する書類（領収書等）の写し（コピー）
- (6) 補助対象車両（環境対応型ディーゼルトラック）の自動車検査証の写し（コピー）（所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し（コピー））
- (7) 廃車した車両の証明書類
 - ア 登録事項等証明書（直近の現在記録及び保存記録の原本）
 - イ 自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面（引取工程に㊟が記載されているもの）を印刷したもの
 - ウ 廃車した車両の燃費改善効果及び二酸化炭素（CO₂）削減効果計算表（その1）
- (8) 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書（（第1号様式）資本金及び従業員数の記載された書類）の写し（コピー）なお、運輸支局等の受付日が確認できるもの）
- (9) 補助金精算払請求書（様式第6）
- (10) 自動車賃貸借契約書の写し（コピー）（リースの場合に限る）
- (11) リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できること）

※(7)ウでは、廃車車両の直近1年間の燃費データを記載すること。なお、廃車車両のデータがない場合は、現在所有の同区分の車両の1カ月間の燃費データ（既存のものでも可）を年間換算したものでもよい。

※一度提出された申請書類は、返却できませんのでご了承ください。

※機構は、必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

10. 交付決定及び額の確定通知

審査委員会で定める審査基準（CO₂削減への取り組み姿勢、エコドライブの実施に基づく燃費改善等）に基づき申請書類の内容を審査の上、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に文書で通知します。

11. 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了した日（新車新規登録日又は廃車日のいずれか遅い日）から3か月ごとにその年度の3月末までの期間、また、その後の1年間については、4半期（3か月）ごとに燃費改善効果及び二酸化炭素（CO₂）削減効果計算表（その2）を提出し、年度終了後30日以内に様式第7事業報告書を機構へ提出してください。

12. 注意事項

- (1) 補助対象となる車両は事業用自動車（いわゆる緑ナンバー）です。自家用自動車（いわゆる白ナンバー）は補助対象ではありません。
- (2) 補助対象車両に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。
- (3) 申請日までに決済されない手形や、割賦といった購入形態は補助対象となりません。
- (4) 補助金を受けて購入した車両は、処分制限期間（法定耐用年数※）の期間について保有義務が生じます。

その間に売却等で所有者を変更する場合は、原則として、補助金を返還していただくこととなります。

※処分制限期間 最大積載量2トン超：4年、最大積載量2トン以下：3年

13. その他

本要領に定めのない事項について機構は、関係省庁と協議を行い補助対象事業者に対し、その見解を示すこととします。

（本件に関する問い合わせ先）

一般財団法人環境優良車普及機構 「環境対応型ディーゼル車補助事業」
執行グループ

電話：03-5341-4577 FAX：03-5341-4578

E-Mail：hojokin@levo.or.jp

(別表)

環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧

自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制適合識別記号が「TKG」、「TPG」、「TRG」、「SPG」、「QKG」、「QPG」、「LPG」であって、下表記載の型式であるもの。

型式	【小型】(3.5トン超7.5トン以下)							【中型】(7.5トン超12トン以下)					【大型】(12トン超)				
	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	トヨタ	日産	マツダ	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	マツダ	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	ボルボ
ASZ1F24	BJR	FC※	BSZ1F24	XZC※	FB	LHR	FRR	BKR※	FC※	FE*9※	LKR※	CVR	CD	FE※	FK**Z	H2T	
ASZ2F24	BJS	FD※	BSZ2F24	XZU※	FD	LHS	FRS	BMR※	FD※	FK※	LPR※	CXE	CG	FH※	FK※	M2T	
ASZ4F24	BKR※	XZC※	FB		FE	LJR	FSR	BPR※	FE※	FE*M		CXG	CK	FJ※	FP		
ASZ5F24	BLR	XZU※	FD		FG	LJS	FSS	FE※	FH※			CXM	CV	FN	FS		
NHR	BLS		FE		SZ1F24	LKR※	NKR※	LK	FJ※			CXY	CW	FQ	FU		
NHS	BMR※		FE*9※		SZ2F24	LKS	NPR※	MK	GC※			CXZ	CX	FR	FV		
NJR	BNR		FG			LLR			GD※			CYE	GK	FS	FY		
NJS	BNS					LLS			XZC※			CYG	PK	FW			
NKR※	BPR※					LMR			XZU※			CYH		GC※			
NKS	FB					LMS						CYJ		GD※			
NLR	FD					LNR						CYL		GN			
NLS						LNS						CYM		SH			
NMR	FE※					LPR※						CYY		SS			
NMS	FG					LPS						CYZ					
NNR												EXD					
NNS												EXR					
NPR※												EXY					
NPS												EXZ					
												FTR					
												FTS					
												FVR					
												FVZ					

- ・上記型式一覧に記載があるものであっても、3.5トンを超えないものは対象としない。
- ・登録型式に「改」が付く改造車両にあつては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。
- ・対象は、ディーゼル車に限る。※印は、自動車検査証上の車両総重量により区分を判断する。
- ・この一覧は、変更または追加する場合があります。

事業開始から補助金受領までのフロー

